

別紙

地域発 元気づくり支援金 重点支援対象事業

No.	重点支援対象候補事業	具体的事業例	信州未来共創戦略の主な該当項目
1	地域ごとの <u>ユースセンター（高校生等の居場所など）の設置や活動支援</u> に資する事業	・設置に向けた取組（ワークショップ等） ・施設整備（既存施設の改修等） ・ユースセンターを活用した継続的な取組（高校生等と地域住民やセンター同士の交流を促進する取組等）	1-1 若者の社会参画を促進しよう
2	政治、地域社会等における <u>女性リーダーの増加・定着のための意識改革や育成</u> に資する事業	・固定的性別役割分担意識、ジェンダーギャップ解消に向けた広報・啓発等 ・地域活動等における女性リーダーの育成に向けた講座の開催等	1-2 性別による固定的役割や格差をなくそう
3	地域における <u>外国人県民の暮らしやすさ向上のための交流や支援</u> に資する事業	・地域における外国人との交流や支援を目的とした多文化共生事業（日本文化の体験、各種講座（※）の開催、「やさしい日本語」の普及等） ※料理、異文化理解、防災、ゴミの出し方、多文化共生を推進するための人材養成等	1-5 多様性を認め合い、人権を尊重しよう
4	関係人口の創出・拡大に向けた <u>地域内外の人々の交流拠点の設置・活用や地域の受入れ環境の向上</u> に資する事業	・継続的な地域内外の人々の交流を生み出すための組織・仕組みづくりにつながる事業 ・多様な人々の交流拠点となる施設整備と、継続的な利活用に向けた事業 ・地域のルールや魅力を見える化した「地域の教科書」作成等地域内外の人々の相互理解促進に資する事業	2 信州の強みを活かした移住・関係人口の増加
5	<u>ドローンやロボット・AI等の先端技術を活用した地域の防災力強化や持続性向上</u> に資する事業	・ドローンによる物資配送ルートの構築（災害時における孤立集落への物資配送支援等） ・中山間地におけるAI・ロボットの医療・防災分野などへの活用	3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進
6 (追加)	<u>小さな拠点の形成</u> に資する事業	・中山間地域において安心して暮らすことができるモデルづくりに繋がる事業（各種生活サービスの集約・提供、地域内の交通手段（ネットワーク）の確保等）	3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進
7	生活圏内や生活圏間における <u>地域公共交通の維持・確保</u> に資する事業	・通院・通学・観光に必要な移動の確保 ・路線バス待合環境整備 ・自家用車から公共交通への利用転換促進（駅や列車内での環境教育や体験学習など）	3 安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進
8	<u>コミュニティビジネスによる地域の課題解決</u> に資する事業	・地域住民を幅広く巻き込みながら、地域の諸課題をビジネスの手法で解決しようとする持続可能な取組	4-3 社会課題の解決のために様々な主体で共創しよう
9	地域の担い手の確保に向けた <u>特定地域づくり事業協同組合等の設立や普及促進</u> に資する事業	・特定地域づくり事業協同組合や設立・認定につながる取組（地元事業者の参画促進に向けた機運醸成・先進事例の視察等）	4-3 社会課題の解決のために様々な主体で共創しよう
10	地域における <u>ゼロカーボンの取組</u> に資する事業	・広域的に連携して実施する地域住民の意識啓発のためのセミナーや断熱改修ワークショップの開催 ・地域密着型交通システム（シェアサイクル）の構築支援	-

【留意事項】

・令和7年度から新しく追加される選定基準を満たし、かつ、上記のいずれかの重点支援対象事業に該当する事業は補助率が上昇されます。

R8 地域発元気づくり支援金で設置を進めていくべきユースセンターについて

県民文化部こども若者局次世代サポート課

1 信州未来共創戦略～みんなでつくる 2050 年の NAGANO～に基づく県のアクション

- 1 若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり

1-1 若者の社会参画を促進しよう

地域ごとのユースセンター（高校生等の居場所など）の設置を促進

2 ユースセンターとは 【日本福祉大学専任講師 両角 達平氏（茅野市出身）による解説】

- ・若者の居場所、ユースワークの行われる場所（法律・通知等による定義はない）

（※）ユースワークとは、居場所 + 参 画

- ・若者が自分の生活や人生に関するあらゆることを意思決定できるように支援し、権利を保障する活動
- ・あらゆる活動機会で、若者と共にあること

（※）ユースセンターの特徴

- ・家庭・学校でない、第3の居場所
- ・若者自身が主体的に関わっている居場所
- ・地域に影響力が発揮できている
- ・ユースワーカーがいる

⇒ 若者(高校生等)が主体的に地域活動等を行う居場所を増やしていくことは、若者が社会に影響を与える参画の機会を設けることにもつながり、こうした取組を拡大していくことは重要。

【県内の取組事例】



「coto² (コトコト)」(須坂市)

「高校生の居場所がほしい」と立ち上がった地域の高校生有志が古民家を改修し完成させた施設。施設の運営は高校生有志により行われている。



「ICHUKO らんどチノチノ」(茅野市)

中学生・高校生と市民が話し合いながら建設された施設。施設の運営は高校生等で構成される「こども運営委員会」が主体となって行われている。

3 「地域発元気づくり支援金」の重点支援対象事業の活用

・重点支援対象事業

- 地域ごとのユースセンター（高校生等の居場所など）の設置や活動支援に資する事業

【具体的事業例】

- ・設置に向けた取組（ワークショップ等）
- ・施設整備（既存施設の改修等）
- ・ユースセンターを活用した継続的な取組（高校生等と地域住民やセンター同士の交流を促進する取組等）

・R 7 主な採択実績

申請者	事業概要	総事業費(円)	内定額(円)
特定非営利活動法人こどもの未来をかんがえる会（諏訪）	中高生の居場所作りや大人との交流の場を創出することを目的として、まるいちユースセンターを立ち上げた。利用する学生の支援強化を狙い、ユースワーカーの育成研修や、滞在環境改善を目指した断熱改修及び備品の購入を行う。	3,539,000	2,679,000

申請者	事業概要	総事業費(円)	内定額(円)
一般社団法人信州古民家再生プロジェクト（長野）	若者(10代)の自己発見や興味関心を発掘するため、ワークショップや地域で活躍する方や企業経営者等との交流会等を開催する。また、ユースワーカーとなる人材の発掘、育成を目的に、ユースワーカー育成研修プログラムを実施し、若者の活動により支援可能な体制を整備する。	5,000,000	3,945,000

4 令和7年度の取組

ユースセンターの設置促進を加速化するため、令和7年8月に「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」にプロジェクトチーム（以下「ユースセンターPT」）を立ち上げ、ユースセンターの意義・必要性や設置を進めていくべきユースセンターの機能・役割等について検討中。

5 令和8年度「地域発元気づくり支援金」での留意事項

ユースセンターPTでの議論等を踏まえ、重点支援対象事業で支援すべきユースセンターの考え方（機能・役割等）を以下のとおり整理しましたので、業務の参考にしてください。

（※）あくまで現時点のものであり、今後変更となる可能性があります。

【ユースセンターの考え方（機能・役割等）】

- ① 性別、背景、目的の有無（※1）に関わらず、若者（原則、高校生等）なら誰でも利用できる居場所（※2）であること【必須】
 - （※1）「目的の有無に関わらず」とは、その場所にいるだけでも（何もしなくとも）良いことが許容されることを指す。
 - （※2）週1日以上開館している。1日限りのイベントや夏休み期間など、特定の時期に限定した設置・運営は対象外。
- ② 若者の主体性・社会性を育む環境（※3）を整備していることが望ましい【推奨】
 - （※3）想定する環境は以下のとおり。
 - ・地域に関わる活動（地域住民との交流イベント、地域の課題解決に向けた提案・実践など）を行っている
 - ・若者がユースセンターの運営等に関わっている 等
- ③ ユースワーカー（※4）を配置していること【必須】
 - （※4）資格等は持たないが、ユースセンターを利用する若者に寄り添い、若者のやりたいことを支援・後押しする職員（スタッフ）。
- ④ ユースセンターでの活動の情報を発信することが望ましい（※5）【推奨】
 - （※5）想定する発信内容等は以下のとおり。
 - ・若者がユースセンターを利用したいと思うように、高校生等へ広報（SNS等）
 - ・若者がユースセンターを過ごしている姿を地域の人に紹介（リーフレット、新聞広告等）

(事務担当)

担当 次世代サポート課 次世代企画係 浅川、土屋

電話：026-235-7207(直通)

026-232-0111(代表)内線 2854

E-mail shoushika@pref.nagano.lg.jp

R7年度実施事業～ 地域発 元気づくり支援金の見直しについて（経過）①

なぜ見直すのか

- ・元気づくり支援金は平成19年に創設、17年が経過。
- ・成果がある一方で、課題が出てきているとともに地域づくりを取り巻く状況が変化してきている。



県と市町村との協議の場（R6.5.21）確認事項

これまでの成果と現状・課題、及び制度創設以降の状況変化等を踏まえ、今後の支援金制度のあり方について、県・市町村共同によるワーキンググループを設置し、下記の観点から検討する。

観点① 地域づくりに係る県と市町村の役割分担

県と市町村はそれぞれどのような取組を支援するのか

観点② 今後の地域づくり活動への支援のあり方

持続可能な地域づくりに向けどのような事業を支援していくべきか

1

1

R7年度実施事業～ 地域発 元気づくり支援金の見直しについて（経過）②

検討の経過

- ・県と市町村（26市町村が参加）で設置したワーキンググループで検討（R6.7月～10月に3回開催）
- ・検討結果（見直し案）を「県と市町村との協議の場」（R6.11.11）で報告
➡ 見直しを令和7年度から行うことで合意

見直しの内容

元気づくり支援金による支援対象を以下の2つのタイプの事業に重点化

新基準A 広域的な連携事業

新基準B 人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業

R7年度実施事業から変わったこと

採択の審査をする際の選定基準が追加

➡ **これまでの選定基準に加えて**

新基準Aか新基準Bのどちらかを満たす必要あり

R6年度以前実施事業から変わっていないこと

目的、対象分野、認定基準以外の要件等はそのまま

※「住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業」を支援

※ 幅広い分野の事業を支援（福祉、教育、文化、環境、観光、農業…）

2

2

新基準A 「広域的な連携事業」とは

基準として求める要件

事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していること（主体としての広域性）

○	×
A市の団体とB町の団体が連携して実施する	A市内の複数の団体が連携して実施
A市とC村が連携して実施	A市の団体が、A市以外からも参加者を募集して実施
広域連合、一部事務組合として実施	A市の団体が、開催地域をA市・B市・C市として実施
DMO（地域DMOを除く）として実施	○○市（町・村）観光協会が単独実施する観光振興事業

要件の趣旨

- 広域自治体である県として、広域性のある事業を支援
- 人口減少下でも持続可能な取組につながる、事業主体の広域化を促進

採択の対象となる事業

新基準A+現行の選定基準を満たす場合は、これまでの元気づくり支援金と同様の事業（次項参照）が採択対象

申請方法

申請は代表となる主体が行っても、連携する団体が形成した共同体として行ってもいざれど可

3

3

（参考）元気づくり支援金の事業例

事業区分	事業例	事業区分	事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催	産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
保健、医療、福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり		
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備		
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援	市町村合併に伴う地域の連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホテルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業	その他	・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供

※ 令和7年度以降も事業区分（対象となる分野）に変更はありません。

4

4

新基準B 「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」とは

基準として求める要件

要件1 地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定していること

現状の課題
事業実施による成果の検証困難

- 事業計画に地域への効果として達成したかどうか明確に判断することができる成果目標の記載を必須とする
 - ➡ 事業の成果が検証しにくい目標は不可（事業の参加者〇人、事業参加者の意識変容割合〇% 等）
 - ➡ 可視化できる目標を設定（〇〇を行う拠点の整備、仕組みづくり、組織の立ち上げ、人材育成 等）
- 目標は単年度中に達成できるものだけでなく、補助を受ける年度を超える目標も設定可能
 - ➡ 年度を超える目標を設定した場合は、実績報告時に進捗状況を報告
 - ➡ 最終的な目標の達成状況は、フォローアップ調査で確認

要件2 補助金活用後の自走のビジョンが明確であること（自走性）

現状の課題
自走が困難な団体の割合増加

- 事業計画に資金計画の記載を必須とする（事業に関する収入の見込みを記載）
 - ➡ 元気づくり支援金申請時から、将来的な自走を意識し、持続的な活動の検討を求める

要件の趣旨

明確な成果と自走性があり、他の地域への波及効果が期待できるモデル性の高い事業を支援

5

新基準の要素を持つ事業例について

※ 事業例は別途提示予定

広域的な連携の要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R2・南信州	農業担い手移住就農促進事業	圏域内の市町村が連携して事業を実施
R3・上田	山城の魅力発信と保全・活用による地域振興事業	複数市町村が連携、複数市町村の団体で協議会を設立

成果目標となりうる要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R3・諏訪	玉川山田どじょうプロジェクト	古民家を改修し、地域を学び、交流の拠点となる施設を整備
R2・佐久	常和を元気にする復興まちづくり事業	自主避難基準の作成、防災リーダーの育成

自立性（自走性）の要素を持った事業

年度・地域	事業名	要素
R4・上田	蚕都上田・リベルラルアーツ音楽祭	事業収入を増やしていくとともに、地元企業の協賛も検討
H26・北アルプス	地域の特性を活かした自転車イベント立ち上げ事業	参加者や協賛企業からの大会収入により自走した事業実施

6

6

新基準で対象外となる事業例

今回の見直し後に 対象外となる事業	具体的な事業例
① 広域性がなく、効果が単一の 市町村域内にとどまる事業	<ul style="list-style-type: none"> 一部区域の住民が協働で行う道路の補修事業や地元の公園、公民館、花壇等の整備事業 地縁団体や住民自治協議会等が自地域の振興のために実施する事業 ○○市（町・村）観光協会が単独で実施する観光振興事業
② 成果目標が可視化できず、 事後に成果の検証ができない事業	<ul style="list-style-type: none"> 単に意識啓発・普及啓発にとどまる事業 単発のイベント事業 <p>※ 成果目標は、イベント参加者数など、事業自体の実施目標ではなく、 事業実施後に、地域の住民生活にどのような目に見える変化を もたらすかにより設定。</p>
③ 将来にわたり補助金の受給を 前提とした自走性の低い事業	<ul style="list-style-type: none"> 同一団体が事業内容を変えながら毎年継続的に申請を行っている、 観光イベントや地域イベント事業

* ②と③に該当する事業であっても、広域的な連携事業に該当する場合は対象になりうる

7

7

(R7年度実施事業～) 制度の見直しに合わせて行う対応について

経過措置期間の設定（2年間）

新基準に対応するための事業構築や、
市町村の独自補助事業に係る対応準備には
一定の時間が必要



R7～8年度は、新基準に該当しない場合も、
従来（R6まで）の選定基準に該当する事業
を予算の範囲内で引き続き採択

※ 採択は新基準に該当する事業を優先
※ 直近（R6年度）の新規採択事業が現行基準で
3年目まで実施可能となるよう2年間の措置期間を設置

総合支援窓口の設置

元気づくり支援金の支援対象を重点化するため
申請者にとって事業構築のハードルが上がる



各地域振興局に総合支援窓口が設置され、
地域づくり団体等の取組のレベルアップや
活動基盤の強化に向けた相談・助言など
きめ細かな支援を実施

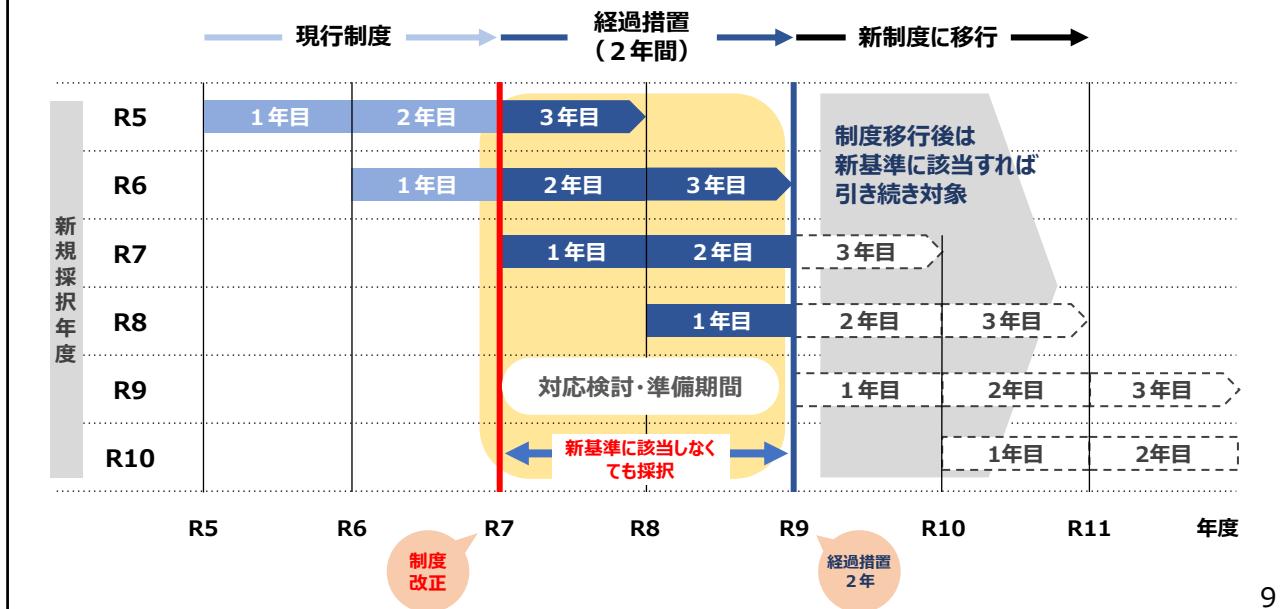
（主な支援内容）

- 支援金の活用に関する助言（新基準該当への助言）
- 広域的な連携事業に向けたマッチング支援
- 地域づくり活動に関する各種相談、助言など

8

8

新基準への移行イメージ



9

9

地域づくり活動への支援機能の充実・強化について

- 対象事業の重点化を行った場合、新基準に該当する事業の構築は公共的団体にとって一定のハードルとなることが予想される。
- 県として、地域づくり団体の取組のレベルアップや活動基盤の強化に向けた相談・助言など、きめ細かな支援を併せてしていくことが必要。

【対応策】10地域振興局に地域づくり活動に係る総合支援窓口を設置

業務内容	地域づくり活動に関する各種相談対応や取組への助言、 地域内外のプレーヤーとの繋ぎなどの伴走支援
ポイント	<p>□地域振興局が持つネットワークやデータを最大限活用 市町村、地域おこし協力隊、地域づくり団体、他の地域振興局など、 地域振興局がこれまで構築してきた様々なネットワークやデータを最大限活用して対応 ⇒ 事業内容の相談、関連する活動をする者・団体とのつなぎ、過去事例・他制度・財源の紹介等</p> <p>□専門的知識を必要とする内容にも対応 地域振興局と本庁が連携し、取組の展開に関する助言や資金調達のノウハウなど、 専門的知識を必要とする内容にも対応できる体制を整備</p>

10

10

重点テーマの取扱いについて

令和6年度以前の取扱い

これまで重点テーマ（県全域テーマ・地域テーマ）に該当する事業は、補助率をかさ上げ

R6県全域テーマ

①女性・若者に選ばれる県づくり

②2050ゼロカーボンに向けた取組の推進

※ 地域テーマは各地域振興局で設定

令和7年度以降の取扱い

これまでの重点テーマに代えて、信州未来共創戦略※に基づく、

県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げ

※補助率のかさ上げ対象は、新基準に該当し、かつ重点支援対象事業に該当する事業に限る。

(参考) 現行制度の補助率

事業	対象者	通常	重点テーマ
ソフト	市町村等、公共的団体等	3/4以内	4/5以内
ハード	市町村等（下記市町村除く。）	1/2以内	2/3以内
	財政力指数が県平均以下市町村 公共的団体等	2/3以内	3/4以内

重点支援対象事業に該当する事業

※ 具体的な内容については、以下の県HPに掲載

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>

11

令和8年度「地域発元気づくり支援金」 佐久地域審査方針

長野県佐久地域振興局企画振興課

「地域発 元気づくり支援金交付要綱（以下「要綱」といいます。）」第6項の規定による佐久地域の「内示に当たっての方針」を以下のとおり定めます。

1 基本的な考え方

急激な人口減少下において、将来に向けて持続可能な地域社会を構築していくためには、地域の特色や豊かな資源、そこで暮らす人々の知恵を有効に活用しながら、活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

佐久地域では「地域発 元気づくり支援金」を活用し、地域で暮らし活動する多様な人々の広域的な協働を促進するとともに、人口減少下において地域の元気を生み出す事業を支援することで、長野県総合5か年計画「佐久地域計画」に沿った地域全体の活力の向上と真にゆたかな社会の実現を目指します。

2 審查方針

審査に当たっては、要綱に基づくほか、前記1の「基本的な考え方」をふまえて、長野県総合5か年計画「佐久地域計画」に沿った事業を重視します。

3 繼続事業の取扱い

「地域発元気づくり支援金交付要領」(以下「要領」といいます。) 第2の2の(2)の規定による補助率の引下げは、令和8年度においては行わないこととします。

なお、工夫や発展性を伴わない事業は、採択しないこととします。

4 選定基準

要綱第6第4項の規定による選定基準は、要領第2第3項（別表）1から5までの選定基準のほか、前記2の「審査方針」をふまえ、（別表）6に規定する「その他、地域振興局長が必要と認める基準」を次のとおり定めます。

なお、選定基準①及び②のどちらにも該当しない事業については、①又は②に該当する事業を優先して選定した上で、残りの予算の範囲内で選定します。

5 補助限度額

原則として、1事業に対する補助限度額は30万円を下限とし500万円を上限とします。

なお、500万円を超える補助額については、選定会議の意見を聴き、定めるものとします。

また、管外市町村と共同で実施する場合には、該当地域振興局と連携を図り、選定会議の意見を聴き、定めます。

佐久地域審査方針「2 審査方針」にある長野県総合5か年計画「佐久地域計画」に沿った事業の例

○ 医療・介護・生活支援の更なる充実と教育の強化

【事例】・シニア世代が活躍する場の創出

・保健・医療・福祉に関する講座の開催

・医療関係者、大学、企業等と連携した健康イベントの開催

・教育機関等の専門分野などをテーマに市民や専門職者とともに課題解決を考える講演会・研究会等の開催※

・教育機関等の専門分野を活かした商品開発・普及活動等※

・高等学校の魅力アップと連携した地域の取組※

※ただし、県内高等教育機関等と市町村又は団体等が連携し、かつ当該高等教育機関の学生の参画がある事業であること。

○ 広域的な公共交通施策の推進と暮らしを守るインフラの整備

【事例】・JR小海線・しなの鉄道の利用を促進する取組

・防災マップの活用等と合わせた地域住民や観光客避難体制の構築と防災訓練の実施

・子どもたち等に対する防災教育・災害履歴の伝承事業の実施

・安心で快適な暮らしに必要な買い物サービス等の生活基盤を堅持する取組

○ 地域に息付く文化の承継

【事例】・郷土の歴史学習の促進

・地域の伝統文化・文化行事を活用した取組・後継者育成

・ボランティアガイドの養成

・文化財等の周辺環境整備

・伝統工芸品の普及促進

・歴史的価値のある農業用水などを資源としたインフラツーリズムへの取組

○ 農林水産業、商工業の振興

【事例】・農畜産物の地消地産や地域内循環の推進

・特産品の商品化等によるブランド確立

・佐久地域産カラマツ製品・カラマツ材の普及啓発

○ 新たな価値観・行動を捉えた広域観光の推進

【事例】・インバウンド需要の取組や、観光客の新たな価値観・行動を捉えた観光地域づくり

・眺望や自然環境を生かしたアウトドア・アクティビティの充実

・地域資源とJR小海線・しなの鉄道を絡めた観光振興

・諏訪地域や山梨県と連携した広域周遊観光の促進

○ 移住・定住、つながり人口の増加に向けた取組の推進

【事例】・「教育移住」に関する情報や、移住後のライフスタイルや子育て・出産支援策等の情報の発信

・農業移住やIT・デザイン系人材移住など、仕事に関する移住の魅力発信

・地域で活躍している移住者へ交流の場を提供

・テレワーク・ワーケーションの推進

・若者のUIJターン就業の促進(小中高生が地元企業を知るキャリア教育、県外在住の若者の県内就業誘導・県内移住促進)



長野県150周年記念事業との連携について

明治9(1876)年8月21日に筑摩県と長野県の合併により現在の長野県が誕生し、令和8(2026)年に150周年を迎えるに当たり、各種記念事業を実施します。

長野県150周年 事業コラボレート	自らを知り 互いを知り 高め合おう 「私たちの長野県」
(再発見) (共有)	(磨き上げ) (一体感)

長野県150周年事業コラボレートを切り口とした 元気づくり支援金活用事業をご検討ください

【連携イメージ】

- 既に計画している事業に対し、150周年関連事業の認定による冠・ロゴ等の使用をご検討ください。
※ 詳細は別添チラシを参照
- 新たに150周年事業との連携を計画する事業については、事業設計のサポート等が可能です。
※ 管轄地域振興局企画振興課へご相談ください。
事業内容に応じて県庁県民政策課も連携して対応します。
- 県では、「150周年特設サイト」での情報発信や、PRツール(ポスター・のぼり旗)の貸与、イベントへのブース出展(詳細は現在検討中)などで皆さまの事業を支援します。

令和8年度佐久地域「地域発 元気づくり支援金」事業計画書等の提出について

1 提出期間

令和8年1月5日(月)～2月2日(月) ※期限厳守

2 提出場所

団体の所在地の市町村役場

市町村	担当課	電話番号
小諸市	市民課	(代表)0267-22-1700
佐久市	企画課	(直通)0267-62-3067
小海町	総務課	(代表)0267-92-2525
佐久穂町	総合政策課	(直通)0267-86-2553
川上村	税財政課	(代表)0267-97-2121
南牧村	総務課	(代表)0267-96-2211
南相木村	総務課	(代表)0267-78-2121
北相木村	総務企画課	(代表)0267-77-2111
軽井沢町	総合政策課まちづくり推進室	(直通)0267-45-2500
御代田町	産業経済課	(直通)0267-32-3113
立科町	企画課	(直通)0267-88-7315

3 提出書類

下記の書類を紙で2部

事業計画書(別記様式第1号)	※公共的団体のみ
別紙(別記様式第1号関係)	
事業計画図書	位置図、見取図、設計図、設計書等の添付書類
規約(会則)	※公共的団体のみ
歳入歳出予算書	直近のもの
過去の実績が分かる資料	
10万円以上の経費の見積書等	その他金額の根拠を示せる資料

4 電子データの送信について

上記書類を役場に提出後、「事業計画書(別記様式第1号)」及び「別紙(別記様式第1号関係)」の電子データを下記のURLから地域振興局に送信してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65835



5 その他

提出後、2月中にヒアリングを予定しておりますが、詳細は提出後にご案内します。

令和8年度佐久地域「地域発 元気づくり支援金」事前相談会について

1 趣旨

地域発 元気づくり支援金の申請に先立ち、申請者からの制度等に対する質疑への回答や計画事業に対する助言を行うことで、円滑な申請手続きの実現と事業内容の向上を目的とします。

2 日時・会場・時間

令和8年1月13日(火)～30日(金)内の平日、各日9時～12時、13時～16時30分

長野県佐久合同庁舎またはオンライン(Microsoft Teams)

各申請者 30分

※ただし、下記の日時は対象地域限定の相談会を別会場で実施します。

	日時	会場	対象地域
①	1月15日(木) 9時～12時、13時～16時	小海町役場 2階 中会議室	南佐久郡
②	1月21日(水)9時～12時	軽井沢町役場 1階 第1会議室	軽井沢町
③	1月22日(木)13時～16時	御代田町役場2階 会議室1	御代田町

3 同席者

長野県佐久地域振興局企画振興課職員

なお、事業内容や団体所在地に応じて県関係現地機関や市町村担当課職員も同席する場合があります。



4 申込方法

下記 URL の WEB フォームから、希望する会場と日時を希望する日時の 1 週間前までに申込んでください。

<https://outlook.office.com/book/genki@pref.nagano.lg.jp/?ismsaljsauthenabled>

- 1 週間前を過ぎてから変更やキャンセルする場合は企画振興課に連絡してください。(saku-kikaku@pref.nagano.lg.jp)
- 申込時に計画している事業の概要について記載してください。

5 その他

- 当日の指定の持ち物はありませんが、計画書の下書きや事業の内容が分かる資料を持参(オンラインの場合は事前メールで送付)していただくと、話がスムーズです。
- 申請を検討している団体は原則してご参加ください。
- 申請後の県からの助言は行いませんので、ご承知おきください。